

平成 30 年 12 月 18 日

告 示 第 95 号

## 御船町おためし暮らし事業実施要綱

### (目的)

第 1 条 この要綱は、御船町への移住を希望している者に対し、町内での暮らしを体験できる場を提供することで、定住促進を図ることを目的とする。

### (定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) おためし暮らし事業 御船町に移住を希望する者等を対象とし、町が貸し付ける住宅に一定期間滞在させることで、町内での暮らしを体験することができる事業をいう。
- (2) おためし移住ハウス 町内での暮らしを体験するため、日常生活を営むための家具、家電製品等を備えた町が貸し付ける住宅をいう。

### (名称及び位置)

第 3 条 名称及び位置は次のとおりとする。

名称 御船町おためし移住ハウス

位置 御船町大字辺田見 1227 番地 13

### (利用資格)

第 4 条 おためし暮らし事業を利用することができる者は、次に掲げる全ての要件を満たす者とする。

- (1) 現に町外に住所を有する者で、町内への移住を希望している者
- (2) おためし移住ハウスの体験料等に対する支払い能力を有する者
- (3) 申請者が 20 歳以上の者
- (4) 利用する本人又は同居者が御船町暴力団排除条例（平成 23 年条例第 13 号）第 2 条第 1 号及び第 2 号に規定する暴力団又は暴力団員でない者
- (5) 前 4 号に掲げるもののほか、町長が認める者

(利用の手続き)

第5条 おためし暮らし事業を利用しようとする者は、御船町おためし暮らし事業利用申請書(様式第1号)を、利用希望日の2週間前までに町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定により申込みがあったときは、内容を審査の上、利用の可否を決定し、御船町おためし暮らし事業利用承諾書(様式第2号)又は御船町おためし暮らし事業利用不承諾書(様式第3号)を、当該申込みを行った者に交付しなければならない。

3 町長は、前項の規定によりおためし暮らし事業の利用を承諾したときは、借地借家法(平成3年法律第90号)第38条第1項に規定する契約を、当該承諾を受けた者(以下「利用者」という。)と書面により締結するものとする。

(利用期間)

第6条 おためし暮らし事業を利用できる期間は、2日以上31日以内とし、前条第3項の契約において定める期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、町長が認める特別な事情があるときは、利用期間を延長し、又は短縮することができる。

3 事業の利用回数は、同居者も含め、同一年度あたり原則1回限りとする。ただし、町長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

(利用人数)

第7条 利用人数は、利用者も含め5人以内とする。ただし、町長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

(体験料)

第8条 おためし移住ハウスの体験料は、2日間で6,000円とする。ただし、2日以上利用する場合は、以降1日ごとに1,000円を加算するものとする。

2 前項の体験料には、おためし移住ハウス借上料及び光熱水費(電気料、ガス代及び上下水道料をいう。)を含むものとし、飲食費、日常生活に係る消耗品費、交通費その他体験料に含まれない費用については、利用者の負担とする。

3 その他必要な経費は町長が別に定める。

(体験料等の納付及び返還)

第9条 利用者は、前条に定める体験料等を利用開始日の前日までに納付しなければならない。

2 既納の体験料等は、返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を返還することができる。

(1) 天災地変その他利用者の責めによらない理由により事業を利用することができなくなったとき。

(2) その他町長が特に必要と認め、利用期間を短縮したとき。

(利用者に対する調査等)

第10条 町長は、利用者に対し、おためし暮らし事業についての調査への協力を求めることができる。

2 利用者は、前項の協力を求められたときは、これに応じなければならない。

(利用者の保管義務等)

第11条 利用者は、おためし移住ハウスを適正に管理するため、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 戸締りや火気の取扱いなど、おためし移住ハウスの安全管理に努めること。

(2) おためし移住ハウス内での喫煙は行わないこと。

(3) おためし移住ハウスの鍵を紛失したときは、直ちに町長にその旨を報告すること。

(4) 備付けの器具類や貸与された器具類は、適切に取り扱うこと。

(5) ごみを排出するときは、町が定める日時、分類等に従うこと。

(6) 利用者は、明渡しの前に、おためし移住ハウスの清掃を行うこと。

(7) 前各号に掲げるもののほか、おためし移住ハウスの管理に関し、町長が必要と認める事項を行うこと。

(行為の制限)

第12条 利用者は、おためし移住ハウスにおいて次に該当する行為をしてはならない。

- (1) おためし移住ハウスの全部又は一部の権利の譲渡又は転貸
- (2) おためし移住ハウスの増築、改築、移転、改造、模様替え又は敷地内における工作物の設置
- (3) 物品の販売、営業、寄附の要請その他これに類する行為
- (4) 展示会その他これに類する催し
- (5) 政治及び宗教の普及、勧誘、儀式その他これらに類する行為
- (6) 興行
- (7) 爆発性物質、毒物、劇物、凶器等の危険物の製造又は保管
- (8) 文書、図書その他の印刷物の貼付又は配付
- (9) 近所の住民に迷惑を及ぼす行為
- (10) ペット等の飼育
- (11) 前各号に掲げるもののほか、町長がふさわしくないと認める行為  
(利用承諾の取消し)

第 13 条 町長は、利用者に前 2 条の規定に違反する行為があると認められたときは、第 5 条第 2 項の規定による利用の承諾を取り消すことができる。

2 町長は、前項の規定により利用の承諾を取り消すときは、御船町おためし暮らし事業利用承諾取消し通知書（様式第 4 号）により利用者に通知するものとする。

3 同条第 1 項の規定により利用の承諾を取り消したときは、第 8 条第 1 項の規定により納めた体験料等は、これを返還しない。

(明渡し)

第 14 条 利用者は、利用期間が終了する場合にあっては、当該利用期間が終了する日までに、前条の規定により利用の承諾が取り消された場合にあっては、直ちにおためし移住ハウスを明け渡さなければならない。

2 利用者は、利用期間が終了する前日までに明渡しをするときは、当該明渡しをする日を事前に町長に届け出なければならない。

3 利用者は、前 2 項の規定によりおためし移住ハウスを明け渡すときは、通常の使用に伴い生じた損耗を除き、当該おためし移住ハウスを原状に回復しなけ

ればならない。

(立入り)

第 15 条 町長は、おためし移住ハウスの防火、火災の延焼、構造の保全その他管理上特に必要があると認めるときは、利用者の承諾がなくても町長が指定した者をおためし移住ハウスに立ち入らせることができるものとする。

2 利用者は、正当な理由がなく前項の規定による立入りを拒否することはできない。

(損害賠償)

第 16 条 利用者は、故意又は過失により、おためし移住ハウスとその設備等を破損し、汚損し、又は滅失したときは、直ちに町長に報告し、その損害を賠償しなければならない。

(事故免責)

第 17 条 おためし移住ハウスが通常有すべき安全性を欠いている場合を除き、おためし移住ハウス内及びその敷地内で発生した事故について、町長はその責任を負わないものとする。

(その他)

第 18 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 31 年 1 月 1 日から施行する。